

# 住友林業株式会社 定款

(2026年3月27日改正)

## 第1章 総 則

### 第1条 (商 号)

当社は住友林業株式会社と称し、英文ではSumitomo Forestry Co., Ltd.と記す。

### 第2条 (目 的)

当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 山林・森林の経営及び売買
2. 木材その他林産品の生産、加工及び売買
3. 建築材料及び住宅機器、家具、内装材等建物関連資材の生産、加工並びに売買
4. 農園の経営、農産物の生産、加工及び売買
5. 緑化樹木その他造園用資材の生産及び売買
6. 不動産の管理、売買、賃貸借、仲介及び鑑定
7. 建築、造園、土木工事の設計、施工、監理及び請負
8. 産業廃棄物の収集、運搬、処理並びにその再生品の販売
9. 土壌改良材、肥料、農薬及び飼料の製造並びに販売
10. 鉱油、自動車用品、室内装飾品、家庭用電気製品、飲食料品、衣料品、日用雑貨品、酒類、煙草、郵便切手及び収入印紙の販売並びに古物売買業
11. 木質系燃料の製造及び販売並びに電力の供給
12. 建設・土木・製材機械及び車輛並びにそれらの部品の売買、賃貸借及びリース
13. 住宅展示場その他ショールームの賃貸借及びリース
14. 電子計算機及びその周辺機器の売買、賃貸借及びリース並びに電子計算機によるソフトウェアの開発・販売、システム設計、プログラムの受託及び情報処理サービス
15. スポーツ、宿泊及び医療の各施設、遊技場、レストラン並びにコンビニエンスストアの経営
16. 旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業
17. 広告代理業並びに印刷業及び出版業
18. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業、住宅瑕疵担保責任保険法人が行う業務の取次ぎ及び生命保険の募集に関する業務
19. 第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業
20. 為替取引、債権の売買、債務の保証、有価証券の保有、運用、売買その他金融業
21. 倉庫業並びに陸上運送業、海上運送業、航空運送業及び運送取扱業
22. 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業、有料職業紹介事業並びに企業からの委託による会計事務、文書作成事務の代理業務
23. 老人福祉施設及び児童福祉施設の設置、運営及び管理
24. 医薬品の調剤及び販売
25. 温室効果ガス排出権の売買
26. 前各号に係る調査、研究、技術指導、教育、コンサルティング及びコンサルタント業
27. 前各号に関連又は附帯する一切の事業

### 第3条 (本店の所在地)

当社は本店を東京都千代田区に置く。

### 第4条 (機 関)

当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

### 第5条 (公告方法)

当社の公告方法は電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株 式

### 第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は 12 億株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。

普通株式	12 億株
第 1 回社債型種類株式	1,500 万株
第 2 回社債型種類株式	1,500 万株
第 3 回社債型種類株式	1,500 万株
第 4 回社債型種類株式	1,500 万株
第 5 回社債型種類株式	1,500 万株
第 6 回社債型種類株式	1,500 万株
第 7 回社債型種類株式	1,500 万株
第 8 回社債型種類株式	1,500 万株
第 9 回社債型種類株式	1,500 万株
第 10 回社債型種類株式	1,500 万株

### 第7条 (自己の株式の取得)

当社は会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

### 第8条 (自己の社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除)

当社が株主総会の決議によって特定の社債型種類株式（第 1 回社債型種類株式ないし第 10 回社債型種類株式をいい、第 1 回社債型種類株式ないし第 10 回社債型種類株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、各社債型種類株式という。）を有する株主（以下、社債型種類株主という。）との合意により当該社債型種類株主の有する社債型種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定し、会社法第 157 条第 1 項各号に掲げる事項を当該社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第 160 条第 2 項及び第 3 項の規定を適用しないものとする。

### 第9条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、普通株式及び社債型種類株式のそれぞれにつき 100 株とする。

### 第10条 (単元未満株式についての権利)

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 法令により定款をもってしても制限することができない権利
2. 株主割当てによる募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
3. 次条に定める請求をする権利

### 第11条 (単元未満株式の買増し)

当社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当社に請求することができる。

### 第12条 (株主名簿管理人)

当社は株主名簿管理人を置く。

- ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により定め、これを公告する。
- ③当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

### 第13条 (株主の権利行使の方法)

株主は、法令又は本定款に基づき当社並びに取締役に対して株主の権利を行使する場合には書面をもって行い、その他の方法については、取締役会の定める株式取扱規則によることとする。

### 第14条 (株式取扱規則)

当社の株主の氏名等株主名簿記載事項の変更並びに単元未満株式の買取及び買増請求の取扱いその他の株式に関する諸手続及びその手数料については、法令又は本定款のほか取締役会の定める株式取扱規則による。

### 第3章 社債型種類株式

#### 第15条 (社債型種類株式優先配当金)

当社は、第49条に基づき事業年度末日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の株主名簿に記録された社債型種類株主又は社債型種類株式の登録株式質権者（以下、社債型種類株主と併せて社債型種類株主等と総称する。）に対し、普通株式を有する株主（以下、普通株主という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて普通株主等と総称する。）に先立ち、各社債型種類株式1株につき、第1号に定める額の金銭（以下、社債型種類株式優先配当金という。）を支払う。但し、当該配当の基準日の属する事業年度に次条に定める社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

1. 当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格（第2号に定義する。）相当額に、本配当率（第3号に定義する。）を乗じて算出した額（但し、小数部分が生じる場合、当該小数部分については、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める。）
  2. 発行価格とは、当該社債型種類株式の募集に際して、その発行前に決定される、当会社に対して払い込まれる1株当たりの金額（当該社債型種類株式の買取引受けによる募集が行われる場合には、当該社債型種類株式の対価として投資家が支払う1株当たりの金額）をいう。
  3. 本配当率とは、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める配当率をいう。但し、10パーセントを上限とする。
- ②ある事業年度に属する日を基準日として、社債型種類株主等に対して行う各社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る当該社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金の額に達しないときは、その不足額について、本配当率を基準として当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する（以下、累積した不足額を社債型種類株式累積未払配当金という。）。社債型種類株式累積未払配当金については、前項又は次条に定める剰余金の配当に先立ち、社債型種類株式1株につき社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。
- ③社債型種類株主等に対しては、社債型種類株式優先配当金の額及び社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

#### 第16条 (社債型種類株式優先期中配当金)

当社は、第50条に基づき6月30日を基準日（以下、期中配当基準日という。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の株主名簿に記録された社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により決定される額の金銭（以下、社債型種類株式優先期中配当金という。）を支払う。但し、ある事業年度に期中配当基準日が属する社債型種類株式優先期中配当金の額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。

#### 第17条 (残余財産の分配)

当社は、残余財産を分配するときは、社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、次に定める額の金銭を支払う。

当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額及び残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額の合計額を加えた額として、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額

- ②社債型種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。

#### 第18条 (議決権)

社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

#### 第19条 (金銭を対価とする取得条項)

当社は、社債型種類株式について、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める事由が生じた場合に、取締役会の決議により別に定める日が到来したときは、当該社債型種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、当該社債型種類株式を取得するのと引換えに、社債型種類株主に対し、社債型種類株式1株につき、当該社債型種類株

式の1株当たりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額及び当該取得の日の属する事業年度の初日から当該取得の日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額の合計額を加えた額として、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額の金銭を交付する。社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、社債型種類株主から取得すべき当該社債型種類株式を決定する。

**第20条** (株式の併合又は分割等)

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、社債型種類株式について株式の併合又は分割を行わない。

- ②当社は、社債型種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。
- ③当社は、社債型種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- ④当社は、株式移転(当社の単独による株式移転に限る。)をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の普通株式と同種の株式を、社債型種類株主等には社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の社債型種類株式と同種の株式を、それぞれ同一の持分割合で交付する。
- ⑤前項に定めるときにおける社債型種類株式優先配当金及び社債型種類株式累積未払配当金の調整については、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める方法による。

**第21条** (優先順位)

各社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

## 第4章 株 主 総 会

**第22条** (招集の時期)

当社の定時株主総会は毎年3月にこれを招集する。

- ②前項のほか必要がある場合は臨時株主総会を招集する。

**第23条** (定時株主総会の基準日)

当社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年12月31日とする。

**第24条** (議 長)

株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。

- ②取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。

**第25条** (電子提供措置等)

当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ②当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

**第26条** (決議方法)

株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ②会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。

**第27条** (議決権の代理行使)

当社の株主がその議決権の行使を委任する代理人は、議決権を行使することができる当社の他の株主1名に限るものとする。

- ②株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

**第28条** (種類株主総会)

種類株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ②会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主

の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。

③第24条、第25条及び第27条の規定は、種類株主総会について準用する。

④第23条の規定は、毎年12月31日から3か月以内に開催される種類株主総会について準用する。

⑤当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

⑥当会社が次に掲げる行為をする場合において、社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当会社の株主総会の決議又は取締役会の決議に加え、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。但し、当該種類株主総会において議決権を行使することができる社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。

1. 当会社が消滅会社となる合併又は当会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（当会社の単独による株式移転を除く。）

2. 当会社の特別支配株主による当会社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当会社の取締役会による承認

## 第5章 取締役及び取締役会

### 第29条（員数）

当会社に取締役12名以内を置く。

### 第30条（選任）

取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

②取締役の選任決議は累積投票によらない。

### 第31条（任期）

取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

### 第32条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、報酬等という。）は株主総会の決議により定める。

### 第33条（代表取締役）

取締役会はその決議により代表取締役若干名を選定する。

### 第34条（役付取締役）

取締役会はその決議により取締役会長、取締役社長各1名及びその他の役付取締役若干名を選定することができる。

### 第35条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対し会日より2日前に発する。但し、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。

### 第36条（取締役会の決議の省略）

取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

### 第37条（取締役の責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

### 第38条（取締役会規則）

取締役会に関する事項については取締役会で定める取締役会規則による。

## 第6章 監査役及び監査役会

### 第39条（選任）

監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が

出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 第40条 (任期)  
監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 第41条 (報酬等)  
監査役の報酬等は株主総会の決議により定める。
- 第42条 (常勤の監査役)  
監査役会はその決議により常勤の監査役若干名を選定する。
- 第43条 (常任監査役)  
監査役会はその決議により常任監査役若干名を選定することができる。
- 第44条 (監査役会の招集通知)  
監査役会の招集通知は各監査役に対し会日より5日前に発する。但し、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。
- 第45条 (監査役の責任限定契約)  
当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
- 第46条 (補欠監査役の予選の効力)  
補欠監査役の予選の効力は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
- 第47条 (監査役会規則)  
監査役会に関する事項については監査役会で定める監査役会規則による。

## 第7章 計 算

- 第48条 (事業年度)  
当社の事業年度は毎年1月1日より12月31日までとする。
- 第49条 (剰余金の配当)  
当社は株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。
- 第50条 (中間配当)  
当社は取締役会の決議により、毎年6月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
- 第51条 (配当金の除斥期間)  
配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。